

リモートアクセスを 活用したオンサイト施設 (構成イメージ)

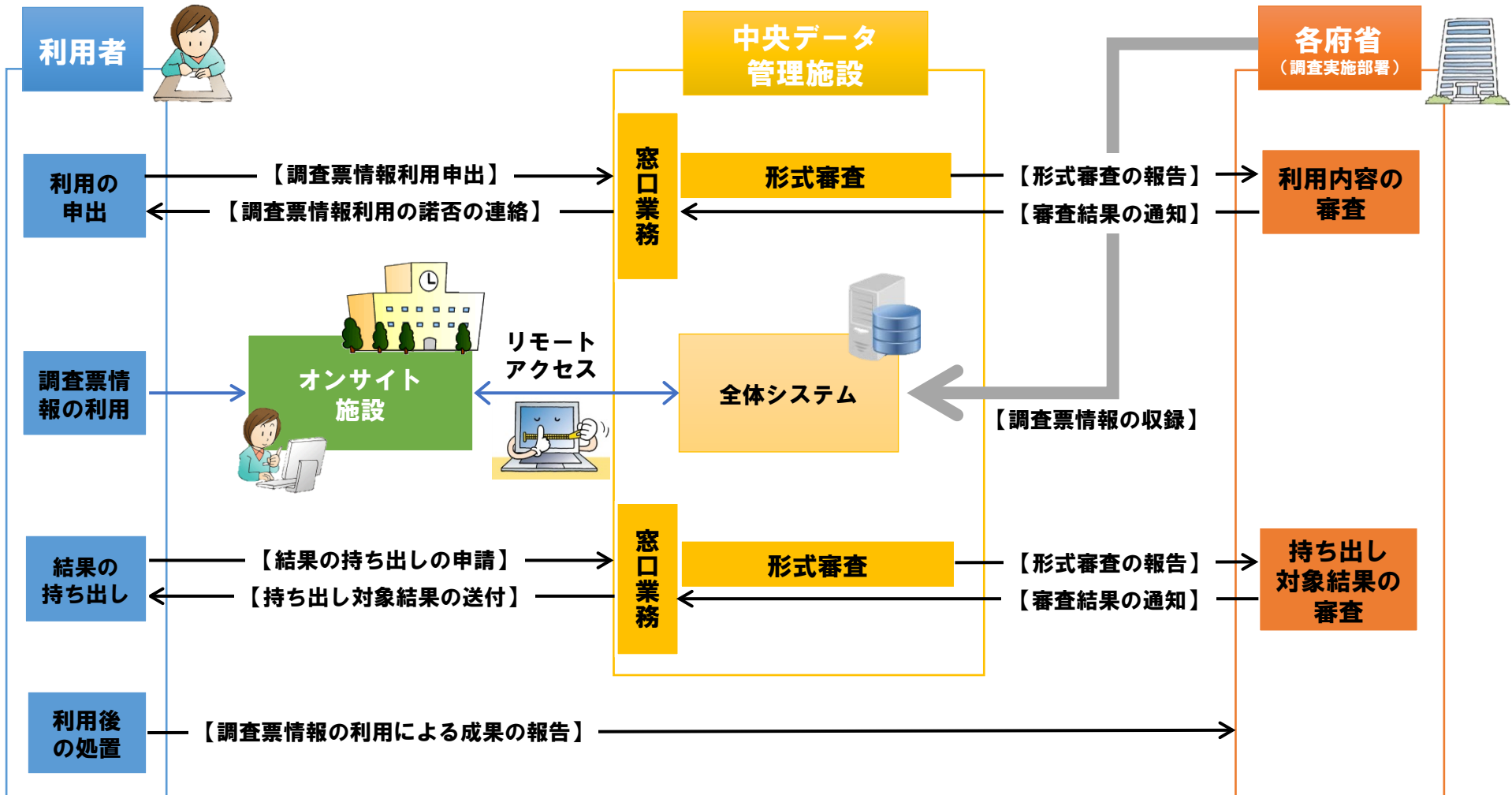
平成26年12月18日

総務省統計局

独立行政法人統計センター

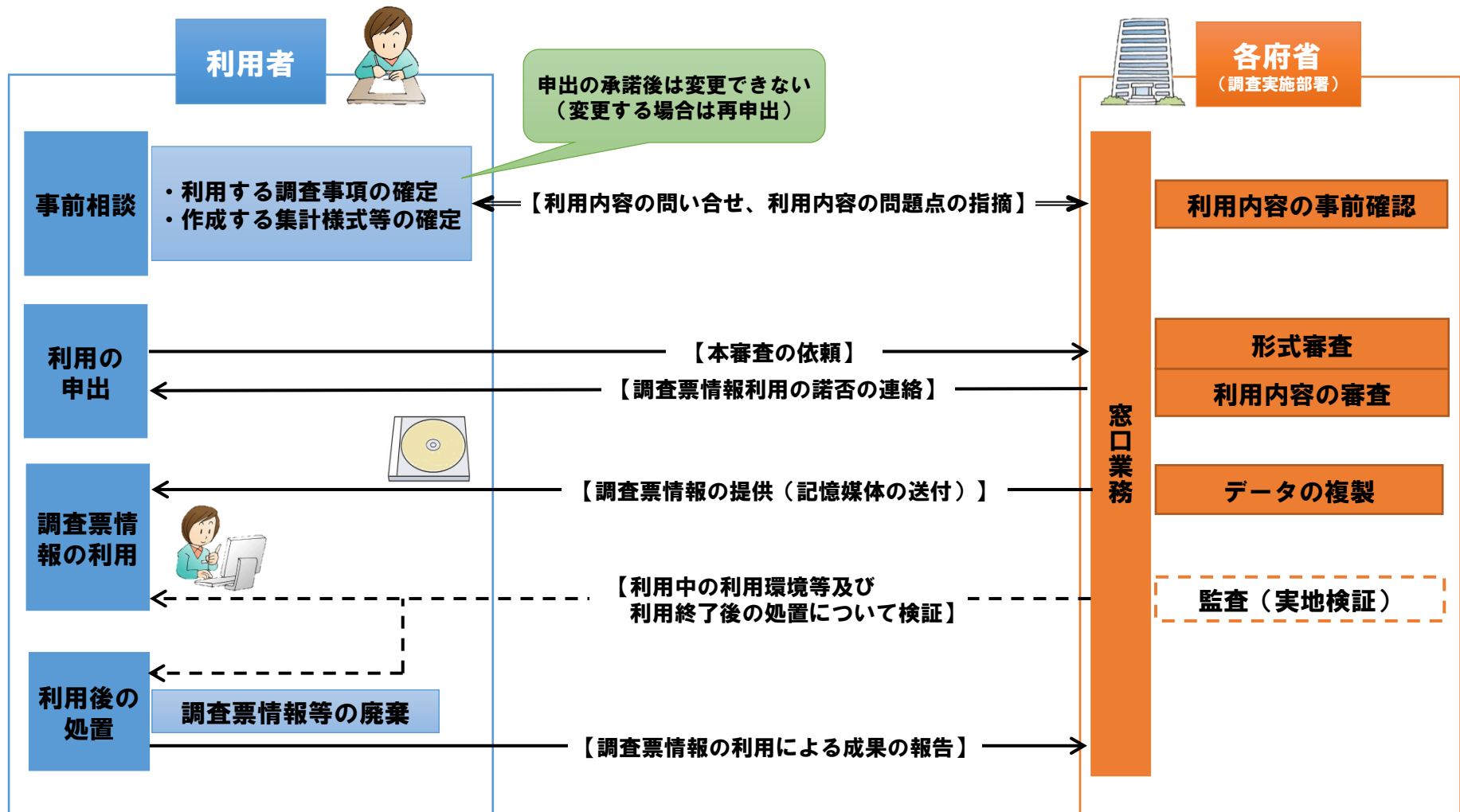
オンサイト施設構築の全体イメージ

統計法第33条第2号規定に基づく調査票情報の提供を行っているものを対象と想定したオンサイト施設の構成イメージは以下のとおり

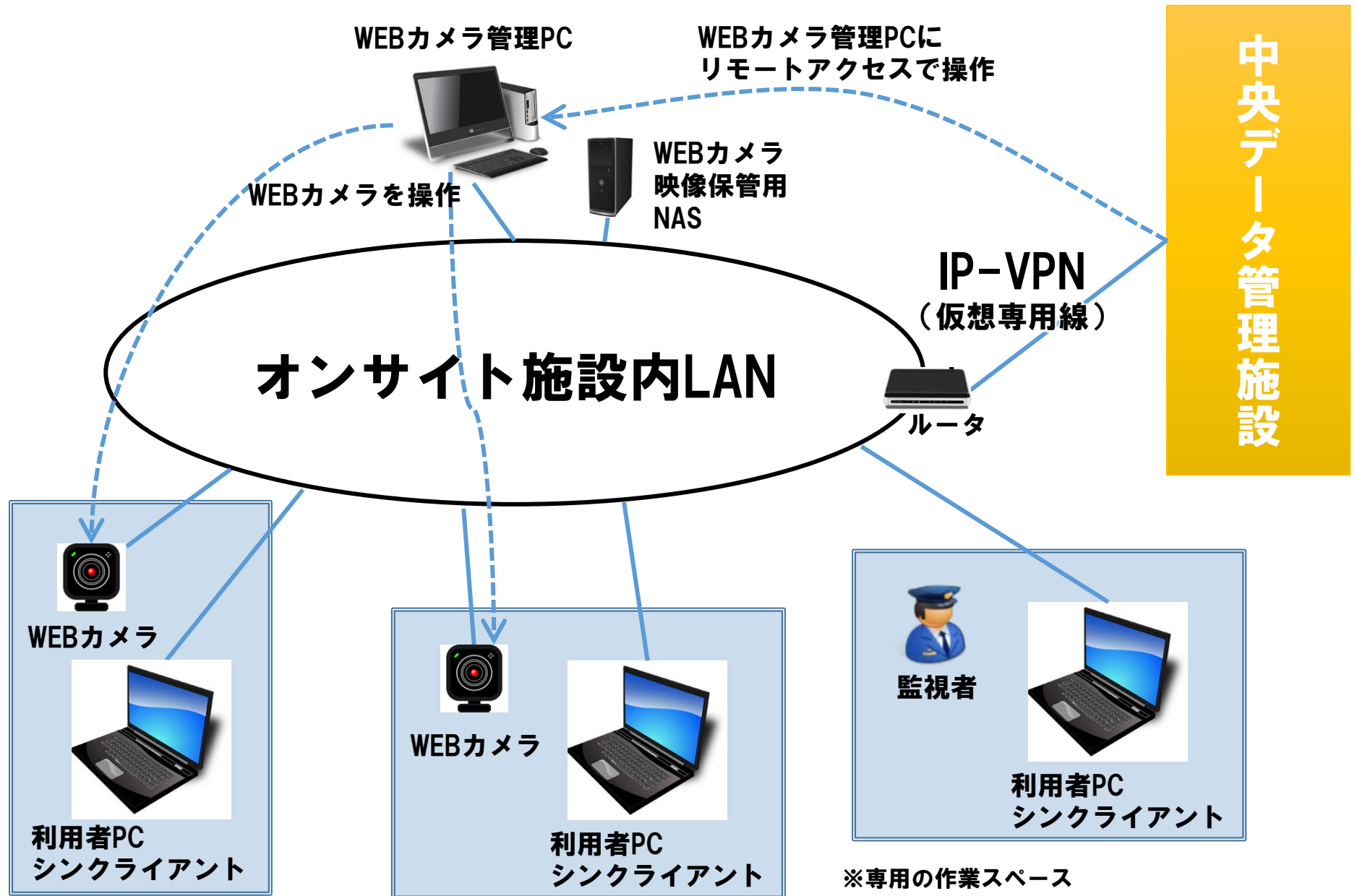


【参考】現行の統計法第33条第2号の運用イメージ

「統計法第33条の運用に関するガイドライン」での統計法第33条第2号規定に基づく調査票情報の提供の運用イメージは以下のとおり



オンサイト施設に必要な機器等



利用の申出から利用開始までの流れ

利用者

中央データ管理施設

調査実施者（各府省）

33条申出書作成

申出書の送付

形式審査

確認結果の報告

利用の応諾

別途承諾通知を送付

仮アカウント通知

各種設定
仮アカウント発行

応諾の旨を連絡

本アカウント発行手続
(利用者情報の登録等)

発行依頼

登録情報を
申出書等と照合
本アカウント発行

本人確認

研修の実施

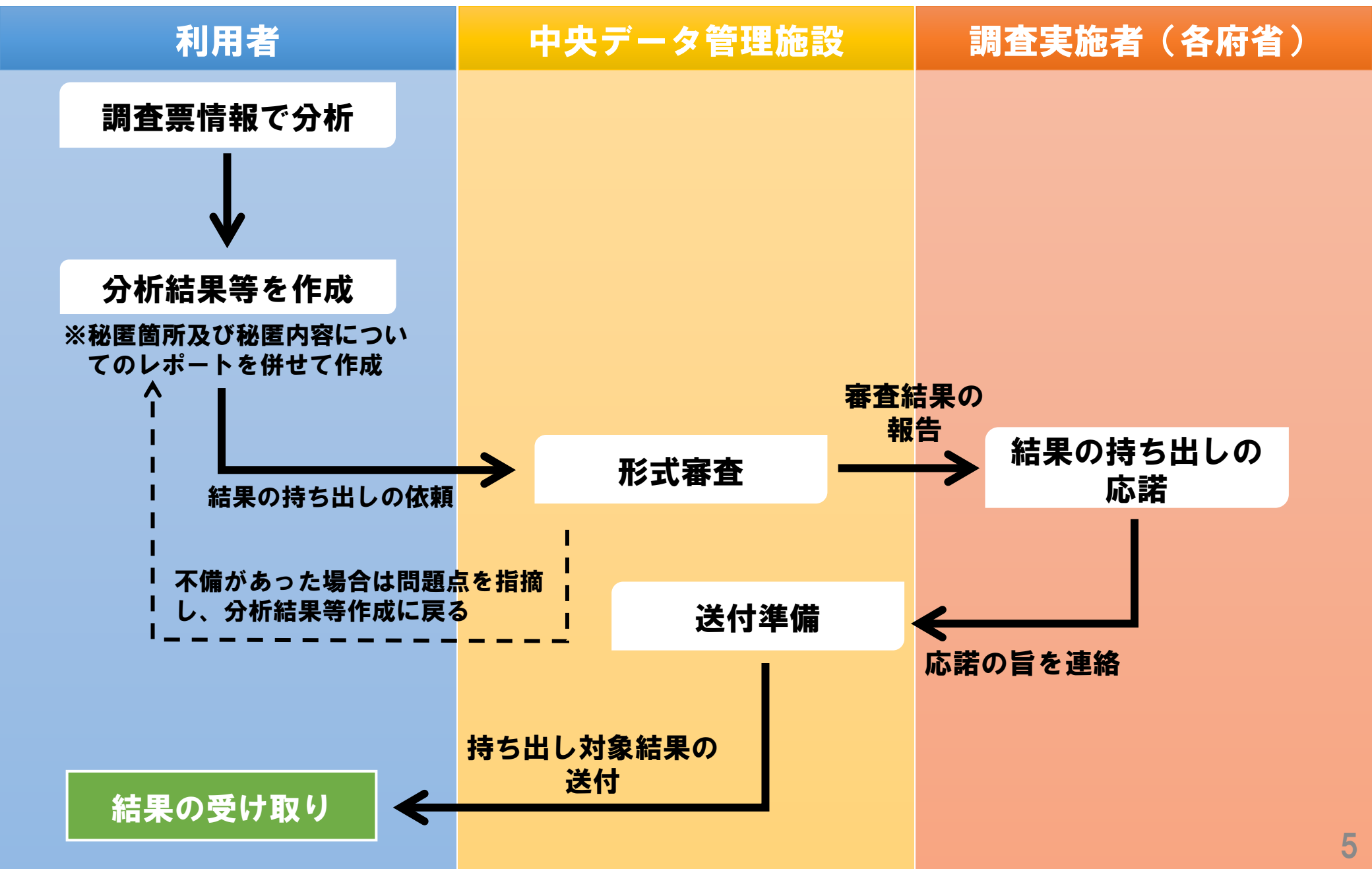
本アカウント通知

利用開始

別途リモートアクセス用
USBを送付（郵送）



利用開始から結果の持ち出しまでの流れ



オンサイト利用に際しての研修

オンサイト利用に際しては、あらかじめ、
e-learningの手法により研修を実施
(今後、統計局・統計センターにおける実証検
証により、具体的な研修内容について検討)

主な研修内容

- ・ 調査対象者の秘密の保護
- ・ オンサイト施設の利用手続
- ・ 分析結果の施設外持ち出し手続
※秘匿処理の重要性を中心に説明
- ・ 理解度テスト
- ・ 不正解のあった箇所についての説明
- ・ 受講証明発行



中央データ管理施設



IP-VPN

大学A



大学B



研修施設



研修関係

- 利用前の窓口業務や研修を行うべき内容について、実際のリモートアクセスによるオンサイト利用を想定した検討が必要

結果の持ち出し関係

- 結果の持ち出しに際しては、利用者が秘匿箇所やその理由について説明し、中央データ管理施設がチェックを行う（持ち出しの諾否は調査実施者）ことを想定しているため、そのための具体的な審査内容及び審査方法について、利用者・管理施設双方の負担も勘案しつつ検討することが必要



平成27年度前半までを目途として、実際にリモートアクセスによるマイクロデータの利用を行いつつ、検証を実施（現在試行提供中の擬似マイクロデータ等を活用）